

6月26日、公正取引委員会は建設企業5社に対して、独占禁止法第19条不公正な取引方法（不当廉売）の規定に反するおそれがあるとして、警告を行った。

一昨年以来、大手建設業を中心に入札談合からの離脱が進んだが、その一方で、大規模工事における低価格入札が頻発し、国土交通省ではその対策を講じてきていた。ことしに入り、昨年12月の対策が効果を出し始めたこともあり、低価格入札は減少傾向にあると見られてきた中で、公取委からの警告である。

今回、公取委は、国土交通省

など公共工事の発注者から、低入札価格調査制度の対象となった工事についての情報提供を受け、落札価格が実行予算上の工事原価を下回るか否かなどについて、調査を行ったというところである。

不当廉売については、独禁法第19条に基づく一般指定第6項

建設論評

安直な罰則強化規制

に「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」と規定されている。

定第6項後段の「不当に低い対価」で供給したこと、すなわち不当に低い価格で入札したことが「他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑いのある事実」とされていることである。

大手企業の案件については、前段にある「継続して」低価格入札を行うことが要件にはならないと考えられているが、このような考え方で不当廉売とされるのであれば、ほかにも同様の事例はたくさんあるのではないかと。それらについて、公取委はなぜ措置をとらないのかと思うとともに、今回の措置については、何か別の意図が働いているように感じられる。

また、「他の建設業者の事業活動を困難にさせるおそれを生

じさせる疑い」ということが、「おそれ」と「疑い」というあいまいな要件をもって行政機関からの措置を受けることを事業者は納得するだろうか。公取委の警告は法的措置ではないが、行政が措置をするからには、より厳格な要件を決めておくべきではないか。

独禁法の2年以内の見直しが議論にあがっている中で、不公正な取引方法についても課徴金制度や刑事罰の対象にしようという考えもある。しかし、不公正な取引方法についての認定は公取委の告示で規定されており、「おそれ」と「疑い」で違反行為があったとされるような極めてあいまいな要件で法の適用がなされるならば、安直に罰則を強化すべきではない。（坂）